明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件、同条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件及び同法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件の一部を訂正する件（**総務**二四五）　一

○平成二十八年総務省告示第三百六十六号の一部を訂正する件（**同**二四六）　五

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**法務**三九二）　九

〔公告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　一〇

特殊法人等
日本年金機構平成二十八事業年度財務諸表、特定計量器型式承認、地方職員共済組合役員の異動関係　一四

地方公共団体
行旅死亡人関係　四九

会社その他
会社決算公告　五〇

五三